

○大崎町有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付要綱

平成25年 8 月28日

告示第36号

改正 平成28年 4 月 1 日告示第25号の 6

令和 8 年 4 月 1 日告示第25号

大崎町有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣からの農作物への被害を未然に防止するための柵を設置した場合に、当該設置に要した経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、被害防止柵とは電気柵、ワイヤーメッシュ柵等を田畑の外周に設置し有害鳥獣の侵入を防止する機能を果たす設備をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、専ら農業に従事し今後とも積極的に農産物の生産に取り組む意思がある者（農業法人を含む。）
- (2) その他町長が認めた者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1申請につき補助対象経費の3分の2以内とし、電気柵は150,000円、ワイヤーメッシュ柵等は250,000円をその限度額とする。ただし、農業法人については、1申請につき補助対象経費の2分の1以内とし、電気柵は300,000円、ワイヤーメッシュ柵等は400,000円をその限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付認定)

第6条 町長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し補助金を交付することが適当であると認めたときは、有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付認定書(様式第4号)を交付する。

(完了報告)

第7条 申請者は、事業が完了した時は、遅滞なく有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金完了報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書(第6号様式)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により、完了報告書等を受理した場合は、書類を審査し、又は、必要に応じ確認検査を行い適当であると認めたときは、補助金の額を確定し補助金交付通知書(第7号様式。以下「指令書」という。)を交付する。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、請求書に指令書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(施設の譲渡等の制限)

第10条 補助金の交付を受けた施設は、補助金を受けた日から3年間これを譲渡し、その用途を変更し、又は仕様を廃止することはできない。ただし、特別の事由により町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者から次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 事業の施工について不正の行為があつたとき。

(3) 補助事業の施工方法で不適當であると認められるとき,又は完成の見込がないと認められるとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか,必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は, 公示日から施行し, 平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年4月1日告示第25号の6)

この要綱は, 平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第18号)

この要綱は, 令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第41号)

この要綱は, 令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日告示第30-1号)

この要綱は, 令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第 号)

この要綱は, 令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

大崎町長 様

申請人
住 所
氏 名

有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付申請書

年度において、有害鳥獣被害防止柵設置事業の補助金交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

1 対象鳥獣名称

2 設 置 施 設

3 交 付 申 請 額 円

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

事業 主体名	区 分	施 行 場 所	事業量 ham	単 価 円	事業費 (A)+(B) 円	経費内訳		工 期	
						町補助 金 (A) 円	その他 (B) 円	着 工 予 定 年月日	完 成 予 定 年月日
	計								

第3号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

収 入

費 目	予 算 額	備 考
町 補 助 金	円	
合 計		

支 出

費 目	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
		町補助金	そ の 他	
	円	円	円	
合 計				

第4号様式（第6条様式）

大農認定第 号
年 月 日

申請人
住 所
氏 名

大崎町長 印

有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付認定書

年 月 日付有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付申請については、
年度において下記のとおり認定する。

記

- 1 対象鳥獣名称
- 2 設 置 施 設
- 3 補 助 金 額 円也

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

大崎町長 様

申請人
住 所
氏 名

完 了 報 告 書

年 月 日付大農認定第 号で有害鳥獣被害防止柵設置事業補助金交付認定のあつた補助事業は、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 期 間 着手 年 月 日 完了 年 月 日

2 施行場所 大崎町 地内

第6号様式（第7条関係）

収 支 精 算 書

収 入

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
町 補 助 金	円	円	円	
合 計				

支 出

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
	円	円	円	
合 計				

第7号様式（第8条関係）

大農指令第 号
年 月 日

申請人
住所
氏名 様

大崎町長 印

補 助 金 交 付 通 知 書

年 月 日付完了報告書に基づき、事業の査定及び確認検査を行った結果、下記の補助金を交付する。

記

1 補助金額 円也

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 7 号様式（第 8 条関係）